

食品及び環境衛生関係営業者表彰要綱

平成 22 年 4 月 19 日
埼玉県狭山保健所長決裁
令和 4 年 5 月 11 日一部改正

第 1 目 的

日常生活に深い関係のある食品及び環境衛生の推進のために率先して献身的に努力し、その成果が顕著である者の功績を表彰し、公衆衛生の向上を図る。

第 2 表彰の種類

埼玉県狭山保健所長（以下「保健所長」という。）表彰

第 3 表彰区分

「優良施設」、「衛生功労者」及び「優良従業員」とする。

第 4 表彰の対象

次に掲げる者であって、食品又は環境衛生の向上に著しく功績のあった者とする。

- 1 食品衛生法による許可営業を営む者又は従業員。
- 2 食品衛生法による届出営業を営む者又は従業員。
- 3 公衆浴場、旅館業、興行場、理容所、美容所及びクリーニング業を営む者又は従業員。

第 5 表彰の手続

- 1 保健所長は別に定める表彰基準に基づき、被表彰者を選定、審査する。
- 2 保健所長は、前項の規定にあたり、狭山保健所管内の食品衛生又は環境衛生関係団体の長に対し推薦を求めることができる。この場合の推薦は別記様式 1 により行うものとする。

第 6 表彰の方法

被表彰者に対し、別記様式 2 の表彰状を交付して行う。

第 7 表彰の回数

原則として年 1 回とする。

第 8 表彰数

それぞれ優良施設：20、衛生功労者：20、優良従業員：30 以内とする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 19 日から実施する。

附 則

表彰基準の一部を平成 28 年 4 月 1 日から変更する。

附 則

表彰基準及び様式の一部を令和 4 年 5 月 11 日から変更する。